

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 上野村

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業 等)	助成	上野村高齢者住宅改造費助成 事業	高齢者が在宅できるように浴室、トイレ等のバリアフリー 化工事の経費の一部助成。	全員60歳以上の世 帯。要介護2の高齢 者がいる世帯。	改修費の5/6 限度額 50万円					保健福祉課	0274-59-2309	http://www.uenomura.jp /admin/health/fukushi/ koureisya/iyosei.html	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改造費助成制度等)	助成	上野村重度身体障害者(児) 住宅改造費補助事業	障害者に適するように改造する場合経費の一部(浴 室、トイレ、玄関等)。新築、増築及び借家の改造は補 助対象外。	1. 2級の下肢、体 幹機能障害者又は 1級資格障害者。	改修費の5/6 限度額 50万円					保健福祉課	0274-59-2309	http://www.uenomura.jp /admin/health/fukushi/ svogaisya/hosyu- hojo.html	
住宅資金借入金利子の助成	助成	住宅資金借入金利子の助成	住宅資金として借り入れた資金のうち、新築は500万 円以内、増改築は300万円以内の利子を全額助成。 (助成期間 10年以内)	後継者であること	—					振興課	0274-59-2111	http://www.uenomura.jp /admin/migration/kouke isya/iyutaku-iyosei.html	・「後継者」とは、上野村に定住 する意思のある結婚中の45歳 以下の方。
住宅取得応援金	助成	住宅取得応援金	住宅取得により生じた不動産取得税相当額及び固定 資産税相当額を助成(助成期間 5年以内)	住宅取得の都市の 前年所得(後継者 及びその配偶者の 合計)が300万円 以下の後継者	—					振興課	0274-59-2111	http://www.uenomura.jp /admin/migration/kouke isya/iyutaku-ouen.html	・「後継者」とは、上野村に定住 する意思のある結婚中の45歳 以下の方。
耐震診断費	助成	上野村耐震診断者派遣事業	上野村内に存する木造住宅の所有者に対し、村 が耐震診断者を派遣する事業。	昭和56年5月31日 以前着工された一 戸建て	—					振興課	0274-59-2111	http://www.uenomura.jp /admin/life/anshin/mok uzoutaishin.html	